

令和 3 年 第 5 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 3 年 5 月 10 日（月）

午後 2 時 00 分から午後 2 時 53 分

場所：市役所新館 1 階第 3 会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番 正垣 安博	2 番 田口 昭也	3 番 中山 秀光
4 番 坂下 憲明	5 番 澤村 輝彦	6 番 本郷 幸弘
7 番 本崎 弘	8 番 山田 哲郎	9 番 川村 良行
10 番 坂本 節子	11 番 吉田 次一	12 番 城塚 正
13 番 本田 久		

（農地利用最適化推進委員）

○欠席委員（新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、推進委員は招集していない）

農業委員

農地利用最適化推進委員

○事務局出席者：（審議員）園田 弥生 （参事）御舩 保博 （主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後 2 時 00 分）

- 日程第 1 議事録署名委員の決定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 25 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 27 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 28 号 令和 3 年度農業労働及び農作業請負協定賃金について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今から令和 3 年第 5 回宇城市農業委員会総会を開会致します。本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数 13 名全員でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき総会が成立しております。

開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願い致します。

会 長 皆さんこんにちは。新型コロナウイルスの変異株が拡大して、熊本県においても 2、3 日 100 人前後の感染者が出ているようです。農業委員会においても、感染防止のため農業委員の皆様にはご苦労掛けますが、農業委員だけの開催にさせていただきました。また、県の農業会議の会長が変わられまして、長年されていました森会長が勇退されまして、副会長の岩村さんが会長代行をされています。それでは早速、会議に入りたいと思います。

これより令和 3 年第 5 回宇城市農業委員会総会を開催致します。

議 長 それでは議事に入ります前に、議案書の修正がありますので、事務局より説明をお願い致します。事務局。

事務局 議案の説明に入る前に議案書の訂正をお願い致します。
議案書の 9 ページをお願いします。議案第 26 号の審議番号 15 番の土地の所在地欄の「〇〇町〇〇字〇〇」を「〇〇町〇〇字△〇」に訂正をお願い致します。訂正につきましては、以上でございます。
お詫びし、訂正をさせていただきます。以上です。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、9 番 川村委員、10 番 坂本委員を指名致します。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮り致します。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長

日程第 3、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 24 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局

議案の 3 ページです。

議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
農地法施行令第 1 条の規定による許可申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、農地法第 3 条の規定により、農地の権利移動の許可を受けるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願い致します。

審議番号 1 番は、

三角 1 中田委員に代わりまして、
1 番 正垣委員より

審議番号 2 番は、

三角 2 上村祐二委員に代わりまして、
2 番 田口委員より

審議番号 3 番は、

小川 1 森田委員に代わりまして、
11 番 吉田委員より

審議番号 4 番は、

小川 4 小路委員に変わりまして、
11 番 吉田委員より

審議番号 5 番は、

9 番 川村委員より

審議番号 6 番及び 7 番は、

13 番 本田委員より

それぞれ、説明を求めます。

正垣委員

審議番号 1 番、詳細は記載のとおりであります。譲渡人と譲受人は、叔母、甥の関係でございまして、親族間の贈与ということであり、デコポンを栽培されると聞いています。よろしくご審議の程お願い致します。

田口委員

審議番号 2 番について説明致します。詳細は記載のとおりでございます。理由は新規就農による売買となっておりますが、これは空き家バンクの空き家に付随した農地の売買となります。譲受人は、母親と二人暮らしをされるそうです。また、農地利用計画書には取得農地を継続して耕作する旨の誓約書も提出してあります。取得後においても全てを効率的に利用し、地域との調和要件にも支障はないと思われますので、許可は可能と思われます。ご審議よろしくお願い致します。

吉田委員

審議番号 3 番、4 番についてご説明致します。詳細につきましてはご覧のとおりです。審議番号 3 番の方は新規就農者ということです。審議番号 4 番の方は経営規模拡大による申請となっています。ご審議方よりしく願いを致します。

川村委員

審議番号 5 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。申請理由は後継者との使用貸借権設定となっております。譲受人は農地の取得にあたり農作業に従事する人数、農業機械の利用状況からみて、取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められ、地域との調和要件にも支障はないと認められることから、許可は可能と思われます。審議の程よりしく願い致します。

本田委員

審議番号 6 番と 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買になります。譲受人は農地の取得にあたり農業機械の所有状況、3 要件とも満たしており、支障はないと認められることから、許可は可能かと思われます。審議の程よりしく願いします。

議 長

只今、審議番号 1 番から 7 番について、各委員よりそれぞれ説明がありました。案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立をして発言をお願いします。

議 長

何かご意見ありませんか。
(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 24 号について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 24 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 4、議案第 25 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。
議案第 25 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局

議案の 5 ページをお願いします。
議案第 25 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
農地法第 4 条第 2 項の規定による許可申請がありましたので、農業委員

会の意見を求める。

令和3年5月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由、農地法第4条の規定により、農地転用許可を受けるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件について説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願い致します。

審議番号1番は、 8番 山田委員より

審議番号2番は、松橋地区現地検討会での協議の結果も併せて

松橋5 上村君博委員に代わりまして、

7番 本崎委員より

審議番号3番は、

小川3 百家委員に代わりまして、

9番 川村委員より

それぞれ説明を求めます。

山田委員

審議番号1番について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は貸駐車場となっております。場所は〇〇の南側になります。始末書添付となっておりますが、総会資料を見ていただくと分かると思います。前回のこともありますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

本崎委員

審議番号2番について説明を致します。この案件は前回にも出ておりまして、保留ということでした案件でございます。今回、事務局の方に私たちが指摘しておりました砂利は何のために置くのですかということと、敷地があまり広いのではないのですかということを指摘していました。その回答が事務局の方にきております。そのことをこの前の検討会で局長よりお話がありまして、砂利についてはタケノコ山の道路に使用するための計画で、面積については〇〇町にも〇反ほどあるんじゃないのですかということだったのですが、タケノコが年間〇〇トンから〇〇トンの出荷を見込んでおられるということです。人数も〇〇人ほど雇用してタケノコを出荷する計画ということで、現地検討会で検討した結果、これ以上の指摘事項はちょっと難しいのではないかとということで、これで納得するしかないという結果です。以上です。よろしくお願いします。

川村委員

審議番号3番について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は資材倉庫・資材置場・駐車場となっております。申請人は経営する建築会社の資材置場が不足しているため、申請地に建築資材と資材倉庫の新設するための申請です。排水同意、隣接同意もあり支障はないと思われれます。それと始末書も添付されています。審議の程よろしくお願いします。

致します。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項及び前回保留となっていました審議番号 2 番の状況について説明をお願い致します。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

審議番号 1 番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

審議番号 2 番につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、農業用施設として転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

審議番号 3 番につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、既存施設を拡張するものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

審議番号 2 番については、先ほど本崎委員からの説明にもありましたが、前回の総会で主に次の 2 点のご指摘がありました。1 点目は、申請地に砂・砂利を置く計画となっているが、これは農業用施設では利用しないのではないかという点、2 点目は、稲作〇反の資材置場の利用としては、利用面積が広すぎるのではないかという点です。

その後この 2 点について申請者に確認したところ、事業計画書の変更がありましたのでご報告を致します。1 点目の砂・砂利につきましては、申請者は稲作以外にタケノコ事業を行っており、タケノコ事業の道路補修整備のため利用するという点。次に 2 点目の資材置場の面積については、タケノコ事業が年間で〇〇～〇〇トンの収穫量があり、作業員も〇〇人ほど雇用しており、〇〇町にある資材置場はタケノコ関連の資材で一杯になっており、現在の資材置場では足りていないため、今回の申請地に新たに追加して資材置場を作りたいとのことでした。以上です。

議 長

ただ今、審議番号 1 番から 3 番について各委員より説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いします。

吉田委員

はい。

議 長 はい、吉田委員。

吉田委員 審議番号 2 番について、この図面を見ますとこの敷地に公道がありますけれど、この道も前もって買い上げてあるわけですか。

議 長 はい、事務局お願いします。

事務局 はい、事務局よりお答えしたいと思います。総会資料の位置図・字図・写真を見ていただきますと、上の写真には真ん中に道が走っています。下の字図を見ますとこの中には道はございません。上の地図は住宅地図になり、字図には里道とかいった道はありません。私有地の中にももしかしたら以前はあった可能性があると思います。現実的に公道はありません。以上です。

議 長 吉田委員、よろしいでしょうか。

吉田委員 分かりました。

議 長 他に何か質問はありませんか。

本崎委員 はい。

議 長 はい、本崎委員。

本崎委員 7 番本崎です。今回もまた審議番号 1 番と審議番号 2 番が続けて出てきていますが、審議番号 1 番は完全に出来上がっています。申請地は宅地になっていたと思っていたという本人のお話しです。ここは基盤整備したときに、その時点で宅地になっていたと言われていました。現状のように変わってしまったのを現地検討会で見てびっくりしました。よかったら広報誌とかで事前着工はできませんよと何回か皆さんにお知らせして、そういうことがないようにしてもらったらどうかと思います。よろしくお願いします。

議 長 事務局お願いします。

事務局 いま本崎委員から伺ったことは、広報誌に掲載して市民の方に分かるようにしていきたいと考えています。

議 長 本崎委員よろしいでしょうか。

- 議 長** 他に何か質問はありませんか。
(意見なし)
- 議 長** 意見も無いようですので、議案第 25 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)
- 議 長** 挙手多数です。よって、議案第 25 号は原案どおり承認することに決定されました。
- 議 長** 日程第 5、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。
議案第 26 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。
- 事務局** 議案の 7 ページをお願いします。
議案第 26 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
農地法第 5 条第 3 項の規定による許可申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。
令和 3 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由、農地法第 5 条の規定により、農地の権利移動及び転用許可を受けるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。
- 議 長** それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願い致します。
- | | |
|--------------------|---------------------|
| 審議番号 1 番及び 2 番は、 | 5 番 澤村委員より |
| 審議番号 3 番から 10 番は、 | 6 番 本郷委員より |
| 審議番号 11 番は、 | 松橋 2 村田委員に代わりまして、 |
| | 7 番 本崎委員より |
| 審議番号 12 番は、 | 7 番 本崎委員より |
| 審議番号 13 番は、 | 松橋 4 田中委員に代わりまして、 |
| | 6 番 本郷委員より |
| 審議番号 14 番は、 | 松橋 5 上村君博委員に代わりまして、 |
| | 7 番 本崎委員より |
| 審議番号 15 番は、 | 9 番 川村委員より |
| 審議番号 16 番及び 17 番は、 | 小川 4 小路委員に代わりまして、 |
| | 9 番 川村委員より |
| 審議番号 18 番は、 | 小川 5 野田委員に代わりまして、 |
| | 9 番 川村委員より |

それぞれ説明を求めます。

澤村委員

審議番号 1 番、2 番をご説明を致します。詳細は記載のとおりです。この 2 筆は 1 筆を分筆して、個人住宅と建売住宅で申請がありました。譲渡人は仕事の関係上ほとんど県外におられまして、申請地周辺の土地を所有されていましたが、譲渡人は県外に在住で、譲受人が個人住宅と建売住宅それぞれ申請をされたところです。隣接同意、排水同意とも含めて何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願い致します。

本郷委員

審議番号 3 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は資材置場となっております。譲受人は建築業をされており、譲渡人からこの土地を譲っていただきまして、将来的に資材の置場として利用したいということでした。排水同意は取られており何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願い致します。

審議番号 4 番と 5 番につきましては、申請地が同一のため併せてご説明致します。審議番号 4 番と 5 番はそれぞれ申請者の個人住宅建設のための通路の拡幅のための申請で、排水同意は取られており何ら問題ないかと思しますのでよろしくお願い致します。

審議番号 6 番について説明を致します。転用目的は個人住宅の建設となっております。譲受人はアパート生活をされており、このたび個人住宅を建設される計画されています。排水同意は添付されていました。

審議番号 7 番についても同一でアパート生活をされており、このたび個人住宅を建設される予定です。排水同意は添付されていました。

審議番号 8 番と 9 番につきましても、申請地が同一の案件でありますのでまとめて説明致します。審議番号 4 番、5 番、6 番、7 番に付随する進入路の拡幅工事のための申請であり、排水同意は添付されています。

審議番号 10 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は仮設事務所、資材及び重機置場となっております。こちらは橋脚補強工事に伴う作業道を作る計画がされており、その資材置場となっています。現在、廃土を事前に置いてあるため始末書を添付されています。排水同意は添付されており何ら問題はないかと思しますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

本崎委員

審議番号 11 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設です。譲受人は現在、アパートにお住まいで、今回個人住宅を建設されるものです。隣接同意、排水同意は添付されています。何ら問題ないと思います。審議方よろしくお願い致します。

続きまして、**審議番号 12 番**について説明を致します。転用目的は仮設事務所、資材及び重機置場となっております。詳細は記載のとおりですが、譲受人は公共工事を入札され、この近くで下水道工事が始ま

ることになっています。この工事期間中に借りて資材を置いたり仮設事務所を建築されるものです。隣接同意、排水同意は取られており問題ないかと思われます。よろしくご審議お願い致します。

本郷委員

審議番号 13 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は堆肥舎となっております。譲受人は酪農業を営んでおりまして、堆肥を一時保管する場所が手狭になったことで、広げるための申請となっております。譲渡人と譲受人の関係は親子となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。

本崎委員

審議番号 14 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設です。場所は国道〇〇号線より南へ入ったところ です。譲受人は現在、アパートにお住まいで、今回個人住宅を建設されるものです。隣接同意、排水同意もあり問題ないかと思ひます。審議方よろしくお願い致します。

川村委員

審議番号 15 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。申請目的は建設資材置場及び事務所の建設です。場所は JR〇〇駅から南に 500m以内の第 2 種農地になり、資料にありますように宅地内にある畑 となっております。譲受人は建設会社を営営していますが、資材置場が不足しているため申請地を購入し、資材置場及び事務所の新設するための申請です。譲受人の会社は県外にありますが、県内の仕事もあるためここに構えるということです。隣接地はありません。排水同意もあり何ら問題ないかと思ひます。審議の程よろしくお願い致します。

吉田委員

審議番号 16 番と 17 番は併せてご説明致します。転用目的はファミリーキャンプ場となっており、場所は高速道路をはさんで西側と東側になります。ご審議方よろしくお願い致します。

川村委員

審議番号 18 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用目的は駐車場となっております。場所は JR〇〇駅と国道の間になります。譲受人は建築会社を営営していますが、駐車場が不足しているため、従業員と自家用の駐車場にするための申請です。現在使われているみたいで始末書を添付されています。排水同意、隣接同意もあり支障はないかと思ひます。審議の程よろしくお願い致します

議 長

審議番号 16 番と 17 番は川村委員の説明と言ひましたけれど、吉田委員の説明になりましたので、お詫びして訂正させていただきます。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

審議番号1番、2番及び4番から9番につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

審議番号3番につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、申請があった農地と隣接する土地が一体として同一の事業目的で利用するものであり、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

審議番号10番、12番、16番、17番につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

審議番号11番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

審議番号13番につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、農業用施設として転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

審議番号14番につきましては、〇〇インターチェンジから300m以内の農地に該当し、農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

審議番号15番につきましては、〇〇駅から500m以内の農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

審議番号18番につきましては、〇〇支所から500m以内の農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただ今、審議番号1番から18番について各委員よりそれぞれ説明がありました。案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いします。

田口委員

はい。

議 長 はい、田口委員。

田口委員 2 番の田口です。審議番号 15 番ですけれど、写真を見る限り資材が置いてあるということと、〇〇番地には建物が建っているのではないかと
いうことと、それに対しての始末書添付の基準について事務局はどのよ
うに考えているのかお尋ねします。

議 長 はい、事務局からお願い致します。

川村委員 はい。

議 長 はい、川村委員。

川村委員 審議番号 15 番の資材が置いてあるというのは、地震により解体中で
私たちが確認したときに重機が入っており、資材を畑の方に置いてあつ
たということです。更地にしないと許可が出ないということで急いで住
宅と倉庫を解体中だったということです。

事務局 ここは宅地と農地と一体的に資材置き場にするという案件で、宅地に
住宅が建っていてその家を壊して一体的に資材置き場にするという案件
の中で、宅地の中の解体途中だったという案件になります。

議 長 田口委員いいでしょうか。

田口委員 はい。

議 長 他に何か質問はありませんか。
（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第 26 号について承認される方の挙手を
求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって、議案第 26 号は原案どおり承認することに決定
されました。

議 長 日程第 6、議案第 27 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城
市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。
議案第 27 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局

議案の 11 ページをお願いします。

議案第 27 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農
用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による宇城市農用地利用集積
計画の決定について、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、農用地利用
集積計画を定めるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長

賃借権設定 審議番号 4 番につきましては、山田委員の案件ですので、
後ほど審議致します。

それでは、賃借権設定の審議番号 1 番から 3 番、5 番から 26 番、使用
賃借権設定の審議番号 1 番から 11 番については、各委員に送付しており
ました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごと
の説明は割愛させていただきます。それでは、所有権移転の審議番号 1
番から 7 番について、事務局より説明を求めます。事務局。-

事務局

議案の 21 ページをお願いします。

今月は、農業公社の買い取りが 5 件、売り渡しが 2 件です。

面積は 7 件中、田が 15,543 m²、畑が 12,751 m²、合計 28,294 m²、売買
価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

それでは、賃借権設定の審議番号 1 番から 3 番、5 番から 26 番、使用
賃借権設定の審議番号 1 番から 11 番、所有権移転の審議番号 1 番から 7
番について、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の
後、指名を受けて、起立をして発言をお願いします。

議 長

何かご意見はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

続きまして、賃借権設定の審議番号 4 番は山田委員の案件になります
ので、会議規則第 12 条の規定により、ここで退席を求めます。

(山田委員退席)

議 長 審議番号 4 番につきまして審議致します。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、説明は割愛させていただきます。

議 長 それでは、審議番号 4 番につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。

議 長 何か質問ありませんか。
（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、審議番号 4 番について、承認される方の挙手を求めます。
（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって、審議番号 4 番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 審議が済みましたので山田委員の入室を求めます。
（ 山田委員入室 ）

議 長 これで議案第 27 号の全ての案件の審議が終了し、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 28 号「令和 3 年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について」を上程し、議題と致します。
議案第 28 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局 議案の 24 ページをお願いします。
議案第 28 号 令和 3 年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について
このことにつき、別紙項目の協定賃金を決定したく提案する。
令和 3 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

それでは議案の 25 ページをお願いします。
資料に「参考」としまして、平成 30 年・31 年・令和 2 年度の宇城市の金額と宇城市並びに熊本県の平均額を、また枠外に熊本県の 1 時間当たりの最低賃金額を掲載しております。8 時間では 6,344 円になりますので、農作業一般を 6,400 円と考えています。

令和 3 年度の農作業一般からコンバインでの稲刈までの（案）につきましてご審議方よろしくお願い致します。

議 長 それでは、案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願い
致します。

議 長 何か質問はありませんか。
（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第 28 号について、承認される方の挙
手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって、議案第 28 号は原案どおり承認することに決
定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了致しました。
これをもちまして、令和 3 年第 5 回宇城市農業委員会総会を閉会致し
ます。慎重なご審議ありがとうございました。

閉 会 （午後 2 時 53 分）職務代理者による起立、礼。